

お知らせ

控除

65歳以上の要介護認定者に 障害者控除対象者認定書を交付

要介護認定を受けている65歳以上の寝たきりや認知症などの人が、所得税や住民税の障害者控除を申告するときに必要な、障害者控除対象者認定書を交付します。該当する人は申請してください。

対象 要介護認定を受けている下表に該当する人です。介護度の低い人は該当しない場合があります。
対象外 ・すでに障害者手帳や療育手帳などをお持ちの人は、従来どおり申告時に手帳を提示してください。

認定書の申請は必要ありません。

・本人または扶養者が非課税の人は、この手続きの必要はありません。

申請時には、対象者と申請者の印鑑、介護保険被保険者証をお持ちください。

※申請書は高齢者福祉課、成東保健福祉センター、各出張所に設置してあります。またホームページにも掲載してありますのでご利用ください。

申・問

高齢者福祉課介護認定係

☎0479(80)8374

パブリックコメント

地域福祉高齢者保健福祉・介護保険事業・健康増進の各計画(素案)にご意見を

市は、地域福祉施策を推進していくために市民と社会福祉協議会が協働する地域福祉計画の策定と、高齢者福祉の施策、介護保険制度の円滑な運営の基本方針となる高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画の策定、および健康増進を推進していくための健康増進計画を進めています。

現在、市民参加による公正で開かれた市政の推進のため、パブリックコメント(行政手続法に基づく意見公募手続き)を実施していますので、ぜひ市民の皆さんのご意見・ご提案をお寄せください。

- 募集期限** 2月13日(金)(地域福祉)
2月18日(水)(健康増進計画)
2月9日(月)～3月8日(日)(高齢者保健福祉・介護保険事業計画)

施策案の公表 それぞれの課で閲覧および市のホームページ

対象 市内に住所がある人／市内に事業所のある個人・法人その他の団体および事業所に勤務する人／パブリックコメントに係る事業に利害関係のある人

提出されたご意見について

- ・施策策定の参考意見とさせていただきます。
- ・個人情報を除き原則公開します。

申・問

ホームページまたは、閲覧場所に備え付けの応募用紙(任意の応募用紙も可)を郵送またはFAX、電子メールでお送りください。

*電話や口頭での受付は対応しかねますので、ご了承ください。

保健福祉部 〒289-1523 松尾町五反田3012番地

社会福祉課

☎0479(80)8361(地域福祉計画について)
Eメール shakaifukushi@city.sammu.lg.jp

高齢者福祉課

☎0479(80)8373(高齢者保健福祉・介護保険事業計画について)
Eメール koreishafukushi@city.sammu.lg.jp

健康支援課

☎0479(80)8383(健康増進計画について)
Eメール: kenkoshien@city.sammu.lg.jp

FAX (共通)0479(86)7003

認定基準(平成20年12月31日基準日)

障害者	特別障害者	認定区分	認定基準
知的障害者(軽度・中度)に準ず	寝たきり老人及び身体障害者(1級・2級)に準ず	知的障害者(重度)に準ず	主治医意見書の認知症高齢者の日常生活自立度がIVまたはMである方。要介護認定が、概ね要介護4または5の方。
			主治医意見書の障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)がB1、B2、C1またはC2である方。要介護認定が、概ね要介護4または5の方。
			主治医意見書の認知症高齢者の日常生活自立度がIIa、IIb、IIIaまたはIIIbである方。要介護認定が、概ね要介護1から3の方。

※電話での確認はご遠慮ください。